



Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) 平成 27 事務年度 金融レポートの公表について
- (2) 金融仲介機能のベンチマークについて
- (3) フィンテック・サミットの開催について
- (4) 金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第 5 回、第 6 回) の開催について
- (5) 「金融モニタリング有識者会議」(第 2 回) の開催について
- (6) 「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」(第 2 回、第 3 回) の開催について
- (7) 「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」(第 3 回) の開催について
- (8) 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第 9 回) の開催について
- (9) N I S A ・ジュニア N I S A 口座の利用状況に関する調査結果の公表について

P10 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P13 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P14 お知らせ

フォトギャラリー



10月26日 財務局長会議にて挨拶する越智副大臣

トピックス

(1) 平成 27 事務年度 金融レポートの公表について

金融庁は、金融行政が何を目指し、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、平成 27 年 9 月に「金融行政方針」として公表しました。「金融行政方針」においては、PDCA サイクルを強く意識し、継続的にその進捗状況等を評価することとしており、その結果を、本年 9 月、「金融レポート」としてとりまとめ、公表しました。

「金融レポート」の全体の構成は以下のとおりとなっています。

『Ⅰ. 我が国の金融システムの現状』では、世界経済・金融市場の動向、我が国の金融システムの評価とその健全性に影響を及ぼしうるリスクについて記載しています。

『Ⅱ. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価』では、

- ①金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保
- ②活力ある市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保
- ③顧客の信頼・安心感の確保
- ④IT 技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応
- ⑤国際的な課題への対応
- ⑥その他の重点施策

といった重点施策の進捗状況を記載しています。

『Ⅲ. 金融庁の改革』では、内外の環境変化に行政対応が遅れないようにするための「開かれた体制」の構築や、新しい検査・監督のあり方に関する検討を含む、金融庁自身の改革の進捗状況を記載しています。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「[平成 27 事務年度 金融レポート](#)」にアクセスして下さい。

(2) 金融仲介機能のベンチマークについて ～ 自己点検・評価、開示、対話のツールとして ～

多くの金融機関は、経営理念や事業戦略の中で、金融仲介機能を発揮し、取引先企業のニーズや課題に応じた融資やソリューション（解決策）の提供により、取引先企業の成長や地域経済の活性化等へ貢献していく方針を掲げています。

他方、企業からは、依然として、「金融機関は、相変わらず担保・保証に依存しているなど対応は変わっていない」との声が聞かれており、昨事務年度に実施した企業ヒアリングによれば、多くの企業が、金融機関に対して、事業の理解に基づく融資や経営改善等に向けた支援を求めていることが明らかになりました。

また、監督・検査を通じて、金融機関によって金融仲介の取組みの内容や成果に相当の差があること、また、企業から評価される金融機関は、取引先企業のニーズ・課題の把握や経営改善等の支援を組織的・継続的に実施することにより、自身の経営の安定にもつなげていることなどが確認されました。

金融機関が、金融仲介の質を一層高めていくためには、自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に自己評価することが重要です。

こうした考えの下、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定・公表しました。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[「金融仲介機能のベンチマーク」について](#)」（平成28年9月15日）にアクセスしてください。

(3)フィンテック・サミットの開催について

開催レポート「フィンテック・サミット」 -金融の新しい時代に向けて-

平成28年9月20日（火）、21日（水）、フィンテック（金融とテクノロジーの融合）をテーマとしたグローバルイベント「フィンテック・サミット」（当庁・日本経済新聞社共催）が、丸ビルホール（東京・丸の内）において開催されました。

本イベントにおいては日本やアジアのフィンテックの現状と潜在力をグローバルに発信し、フィンテック・エコシステムの整備を加速していくこと等を目的として欧米等の有識者や当局者等を招聘し、各国の取組み、新たな金融技術がもたらす影響、また既存の金融機関の戦略や公的セクターの課題等について議論等を行うシンポジウムが行われたほか、日本経済新聞社主催により、新たなビジネス展開に向けたスタートアップ企業のプレゼンテーション・コンテストや、体験型の展示スペース「フィンテック・アイランド」、学生が金融ビジネスについてアイデアを競うイベントが開催され、イベント全体にはのべ1万人が参加しました。（本イベントの概要等については専用ウェブサイト（<http://finsum.jp/>）ご参照。）

シンポジウムにおいては、麻生副総理兼財務大臣兼金融担当大臣、岡田日本経済新聞社代表取締役社長による開会挨拶がありました。大臣からは、「フィンテックという言葉の通り、今後更に技術が進み、それに併せてシステムが変わり、時代が変わり、人も変わらざるを得なくなる。実際に今年、銀行法の改正を行ったところだが、そうした時代の流れに合わせて

今後も引き続き金融庁としての対応を考えていかなければいけない」、また「異端と呼ばれるものの中から新しいものが生まれる。世間でこのことを理解していない人たちに不安や不信感を抱かせることのないよう、ここにいる皆さんがフィンテックの重要性や有用性をより広く伝えていくことが大変重要」というお話がありました。

引き続き、パネルディスカッション等で活発な議論が行われました。(各セッションの概要は以下の通り。)

セッション：アジアの金融とフィンテック～境界を超えて

本セッションにおいてはアジアにおけるフィンテックの現状や各国のフィンテックへの取組み、またフィンテックを通じた金融包摂の推進などについて議論が行われました。

シンガポール及びインドネシア当局より自国のフィンテックの状況や当局の方針について紹介があり、金融機関からは新しい技術を導入するために国内外のフィンテック企業と提携・協力しているなどの話がありました。その後、フィンテックの発展を後押しする政府間あるいは政府とスタートアップ企業との協調、アジアにおけるフィンテックへの期待の高まり、更にフィンテックを通じた金融包摂の進展などについても議論が行われました。

セッション：ブロックチェーン時代の夜明け

本セッションにおいてはフィンテックの中でも特にブロックチェーンに関する技術や今後の可能性などについて議論が行われました。

ブロックチェーンを研究・開発している企業や研究者からは、一つの帳簿 (ledger) で管理するというこれまでの概念を変える非中央集権化が特徴であるブロックチェーンの技術を成熟させていくためには、セキュリティ、プライバシー、性能などの最適なバランスを見つけ、保つことが課題であり、これに対しアカデミアは、技術検証の場としてのサンドボックスの提供等を通じて実用化に貢献することができるというお話がありました。また、金融機関からはブロックチェーンが金融業だけでなく社会インフラにおいても幅広く適用される技術となり得るということが述べられました。

セッション：伝統的金融機関の戦略

本セッションにおいては伝統的な金融機関がフィンテックについてどのような戦略を持ち、対応しているかについて発表が行われました。

投資銀行での幹部経験を有するフィンテック企業幹部からは、「フィンテックを通じ、5年前にはビジネスの対象となり得なかった地域や人々を顧客層とすることが現在では可能となった。今後、益々金融包摂を推進させるであろう。」というお話がありました。金融機関からは、フィンテックによる新しいビジネスの創造と業務運営の低コスト化の側面について説明があったほか、伝統的金融機関とフィンテック企業は相互の強みを活かして今後協力していくことが大切であること、技術開発にあたってはオープン・イノベーションが鍵となることが述べられました。

セッション：公的セクターの役割と今後の課題

本セッションにおいてはフィンテックの推進にあたり公的セクターが果たす役割について、各国当局による政策や今後の方針などを踏まえた議論が行われました。

英国からは、政策立案の際に考慮すべき点として、利用者保護が第一であること、新しい技術を理解し対応を図っていくためには早期かつ継続的な業界との対話が非常に重要である

ことの説明がありました。また、ルクセンブルグ財務大臣によるビデオメッセージにおいては競争力を保ちつつ変化に対し機動的であるためには、イノベティブな規制が必要であるという観点から、仮想通貨に関する規制を世界に先駆けて導入したという話がありました。日本からは利用者の利便性を高め、金融業界へも可能性をもたらすフィンテックを推進する観点から銀行法及び関連法令を改正したことのほか、スタートアップ企業を支援するための施策の実施、また決済システムの改善に向けた検討も行っていることについて説明しました。一方、学識者からは各国の状況に応じ、イノベーションの促進、利用者保護、セキュリティの確保等について最適なバランスを保ちつつ、こうした取組みを進めていく必要があるという指摘がありました。

最後に森長官より閉会のご挨拶がありました。「金融庁としては今後、利用者保護や不正防止、システムの安定性に留意しながら、利用者利便や生産性の向上につながるようなイノベーションを促し、金融・経済の発展につながるよう、必要な環境整備を行っていく」、また「今回、世界各国の有識者や当局者の方々に各国における取組み、新たな金融技術がもたらす影響、伝統的金融機関の戦略、公的セクターの課題に関する議論等を行って頂けたことは大変有意義なことであり、本日ご来場の皆様におかれてはここで繰り広げられた議論や知見を、今後金融の新しい時代を切り開く上でぜひ参考にして頂きたい」というお話を頂き、2日間にわたって行われた本イベントは大盛況のうちに幕を閉じました。

(以 上)

(4)金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第5回、第6回)の開催について

9月21日(水)、10月5日(水)にそれぞれ第5回、第6回「金融審議会 市場ワーキング・グループ」が開催されました。

市場ワーキング・グループは平成28年4月開催の第37回金融審議会総会・第25回金融分科会合同会合における、麻生金融担当大臣による諮問を受けて設置されたもので、第5回会合では「インデックス運用の位置付けとETF等の投資商品」をテーマとして議論がなされました。また、第6回会合では7月の第3回、8月の第4回に続き「国民の安定的な資産形成とフィデューシャリー・デューティー③」と題して開催されました。

今後も市場ワーキング・グループ会合では、情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行う予定です。

なお、第1～4回会合にかかる議事録・資料、第5、6回資料につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から、[「市場ワーキング・グループ」](#)にアクセスしてください。

(5)「金融モニタリング有識者会議」(第2回)の開催について

金融庁は、これまでルールとプリンシプルの最適な組み合わせ、担保・保証に過度に依存しない、事業をみた融資への転換等、モニタリングの考え方や手法を見直してきたところで

す。
今般、こうした新しいモニタリングの基本的な考え方や手法等について、外部の有識者を交えて議論、整理し、新しいモニタリングの考え方をとりまとめ、金融機関等と共有を図るとともに国際的に発信していくため、「金融モニタリング有識者会議」(座長：アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授)を設置し、8月24日に第1回会合を、9月30日に第2回会合を開催しました。

第2回会合では、検査・監督の新しいアプローチである「ベストプラクティスの追求に向けた対話」とその前提として整理しておくべき「金融行政の役割」をテーマに幅広く議論がなされました。

なお、会議は非公開ですが、会議後、資料・議事要旨を金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」から「[金融モニタリング有識者会議](#)」にアクセスしてください。

(6)「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」(第2回、第3回)の開催について

7月15日に開催されました第1回「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」に続いて、9月12日に第2回、9月30日に第3回検討会が開催され、監査法人のガバナンス・コードの策定に当たってポイントとなる主要な論点について議論を行い、有識者から「執行機関によるリーダーシップの確保」、「外部の知見等の活用」及び「組織運営の状況についての開示」等について様々な意見が出されました。

このような意見を踏まえて、引き続き監査法人のガバナンス・コードの策定に向けた議論を行っていく予定です。

なお、第1回～第3回検討会にかかる資料・議事録につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会](#)」にアクセスしてください。

(7)「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」(第3回)の開催について

「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」は、平成 28 年 5 月 16 日に第 1 回、6 月 14 日に第 2 回会合が開催されたところ、10 月 5 日に第 3 回会合が開催されました。

同会合では、NTT データ経営研究所研究理事の山上聰氏、及び A.T. カーニーパートナーの佐藤勇樹氏・矢吹大介氏より、海外金融機関等の取組みについて紹介いただきつつ、日本の金融機関等の対応について討議を行いました。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」から「[フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議](#)」にアクセスしてください。

(8)「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第9回)の開催について

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は 4 月 26 日に第 7 回会合を、6 月 1 日に第 8 回会合を開催したところですが、9 月 23 日(金)に第 9 回会合を開催しました。同会合では、第 8 回に引き続き「企業と機関投資家との建設的な対話」を議題とし、運用機関のガバナンス・利益相反管理、議決権行使結果の開示等について議論が行われました。

本会議では、今後の会合において議論・検証されるべきと考えられる事項、その他コーポレートガバナンスの更なる充実等に関して、広く意見を募集しております。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「公表物」→「[審議会・研究会等](#)」→「[スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議](#)」にアクセスしてください。

(9)NISA・ジュニアNISA口座の利用状況に関する調査結果の公表について

金融庁では、NISA(少額投資非課税制度)について、今般、「NISA口座の開設・利用状況調査(平成 28 年 6 月末時点)」を実施し、平成 28 年 9 月 30 日、その結果について公表しました。

【調査結果（平成28年6月末時点）のポイント】

○ N I S A

- ・ 口座開設数は、約1,030万口座
(平成28年3月末時点より1.7%増(約18万口座))
- ・ 買付額は、約8兆3,762億円
(平成28年3月末時点より8.1%増(約6,249億円))

○ ジュニアN I S A

- ・ 口座開設数は、約14万口座
(平成28年3月末時点より77.4%増(約6万口座))
- ・ 買付額は、約122億円

N I S Aは、広く国民のみなさまに投資への関心を持っていただき、家計の中長期的な資産形成を促進していくとともに、日本経済の成長資金の供給拡大を図ることを目的として、平成26年1月から導入されました。

N I S Aについては、平成28年6月末時点で、口座開設数は約1,030万件、買付額は約8.4兆円となるなど、着実に普及が進んでいます。

また、ジュニアN I S Aについては、平成28年1月から口座開設が開始し、4月から実際に投資が可能となりました。現状では、口座開設数は約14万口座、買付額は約122億円となっています。

※詳しくは、金融庁ウェブサイト内の「N I S A特設ウェブサイト」から「N I S Aとは？」→「データ集」→「[平成28年6月末時点（平成28年9月30日公表）](#)」にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓
[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
・その信用力などが保証されているものではありません。
・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓
[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

(2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

電話・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央会館庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136
証券取引等監視委員会とは国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission
"for investors, with investors"

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 28 年 9 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [平成 27 事務年度 金融レポートについて](#)
- [金融仲介機能のベンチマークについて](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [フィンテック・サミットの開催について](#)
- [平成 27 事務年度 金融行政方針について](#)
- [「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [改正保険業法の施行に向けた保険代理店における対応状況等について](#)
- [金融モニタリングレポートの公表について](#)
- [金融仲介の改善に向けた検討会議（第 5 回）議事要旨及び配付資料](#)
- [金融モニタリング情報収集窓口](#)

お知らせ

(1)金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところであります。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 ㈱日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 一橋大学大学院商学研究科教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまで様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
翁 百合	(株)日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長
米山 高生	一橋大学大学院商学研究科教授
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送
電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)
(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1
金融庁金融サービス利用者相談室
「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

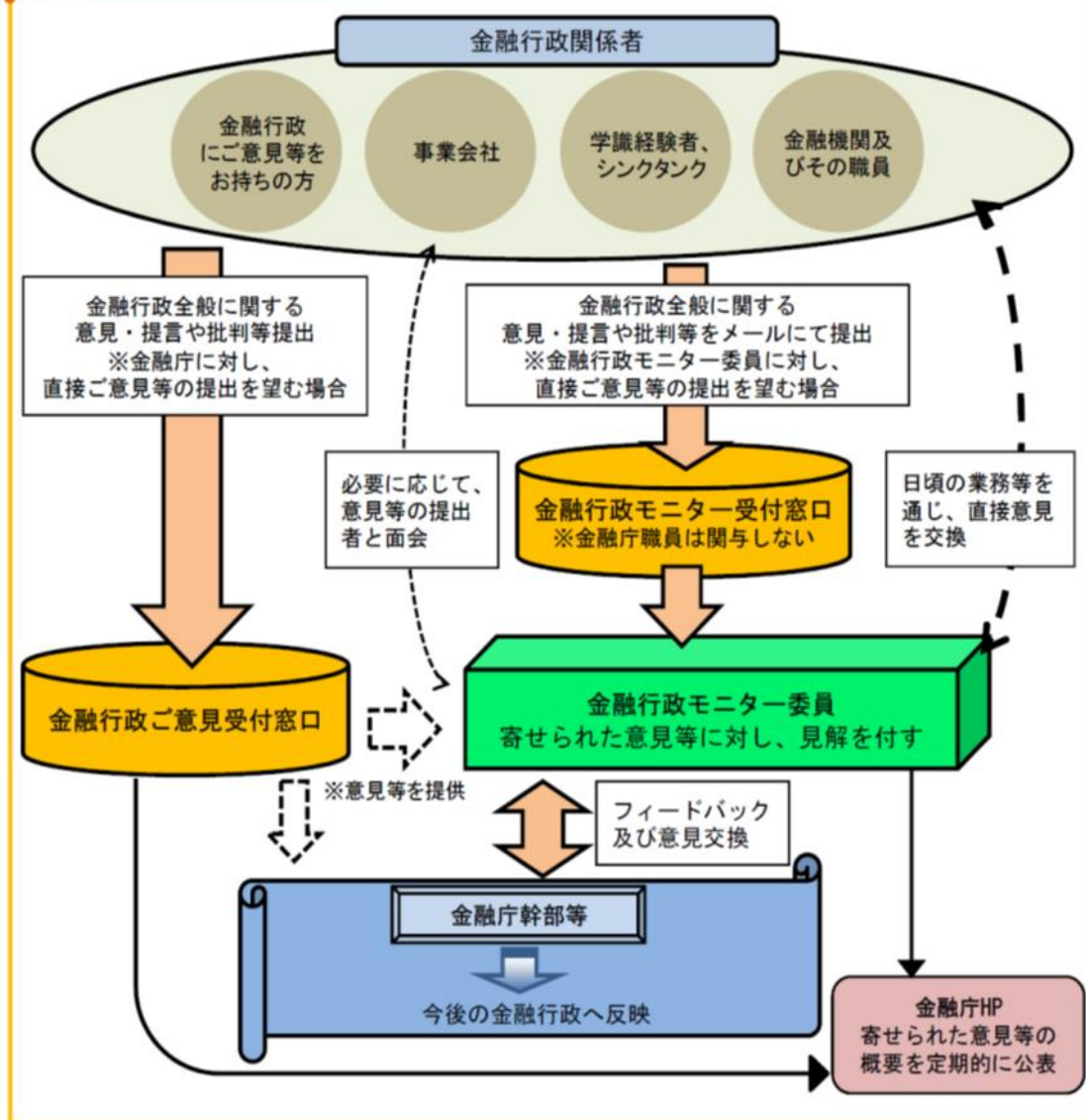
金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはありません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課
 金融サービス利用者相談室
 Tel 0570-052100(ナビダイヤル)
 (IP電話は、03-3501-2100)

(2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～」](#)」にアクセスしてください。

(3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(4) 「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「e-Gov 電子申請システム」(<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「電子申請メニュー」の「申請（申請者・代理人）」から「[e-Gov 電子申請手続検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

○ 「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも 24 時間手続きができます。
- (注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。
- (注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは「[e-Gov 電子申請システムご利用ガイド](#)」をご確認ください。

(5)メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service

